

4 航空災害対策計画編

目 次

第 1 章	災害予防計画	
第 1 節	茨城町の航空状況	1
第 2 節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1
第 2 章	災害応急対策計画	
第 1 節	組 織	3
第 2 節	動 員	4
第 3 節	情報の収集・連絡	5
第 4 節	捜索・救助・救急・医療及び消火活動	8
第 5 節	避難情報の発令・誘導	8
第 6 節	関係者等への的確な情報伝達活動	9
第 7 節	遺族等事故災害関係者の対応	9
第 8 節	防疫及び遺体の処理	9

本計画は、町内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。
この計画に定めのない事項については、2. 地震災害対策計画編に準拠する。

第1章 災害予防計画

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

第1節 茨城町の航空状況

本県には、公共用ヘリポートが1か所（つくば）、非公共用飛行場が2か所（阿見・龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻・茨城県庁）及び自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））がある。

また、2010年3月に航空自衛隊百里飛行場の民間共用化事業として茨城空港が開港した。本町の上空は、成田・羽田の管制区が設定されており、百里航空自衛隊航空機及び茨城空港利用機が常時飛行している。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

（1）情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれの次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

ア 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

イ 民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

（2）通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、2. 地震災害対策計画編 第2章第2節第1「通信手段の確保」に準じる。

2 災害応急体制の整備

（1）職員の体制

職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等の周知を図る。

（2）防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化を図る。

3 捜索、救助、救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう消火用資機材、車両、船舶等の整備に努める。

4 緊急輸送活動への備え

災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう関係機関と連携した訓練を実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上を図る。

第2章 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るための対策を講じるものとする。

第1節 組 織

町内において、航空災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための組織に関することを定める。

1 災害警戒本部

(1) 設置基準

- ア 航空事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合
- イ その他副町長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア 航空事故により多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合
- イ その他副町長が必要なしと認めた場合

(3) 組織・審議事項及び分掌事務等

災害警戒本部の組織・審議事項及び分掌事務等は、2. 地震災害対策計画 編 第2章第1節「初動対応」に準ずる。

2 災害対策本部

(1) 設置基準

- ア 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合
- イ その他町長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア 航空事故災害応急対策が概ね完了した場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

(3) 組織・審議事項及び分掌事務等

災害対策本部の組織・審議事項及び分掌事務等は、2. 地震災害対策計画 編 第2章第1節「初動対応」に準ずる。

第2節 動 員

応急対策活動に対し必要な人員を動員し、応急対策活動を円滑に実施するため次のとおり定める。

1 職員の動員配備体制

職員配備の決定基準は、町域内における航空災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	基 準	災害対策本部等の設置
警戒体制	航空事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、又は、その他の状況により副町長が必要と認めた場合。	災害警戒本部を設置する。
非常体制	航空事故により、多数の死傷者が発生した場合、またはその他の状況により町長が必要と認めた場合。	災害対策本部を設置する。

2 配備体制の決定

配備体制の決定については、2. 地震災害対策計画編 第2章第1節「初動対応」に準ずる。

3 職員の動員

各部長は、配備体制の指令をうけたときは、配備体制に応じ所属職員に対して必要な指示をしなければならない。

配備体制別の各部の職員動員数は、災害の状況及び応急処置の進捗状況等に応じて判断するものとする。

4 動員方法等

動員方法、自主参集、非常参集、動員状況報告及び応援協力要請は、3. 地震災害対策計画編 第2章第1節「初動対応」に準ずる。

第3節 情報の収集・連絡

1 航空事故情報等の収集・連絡

(1) 発見者

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官に通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力するものとする。

(2) 町

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡をうけた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

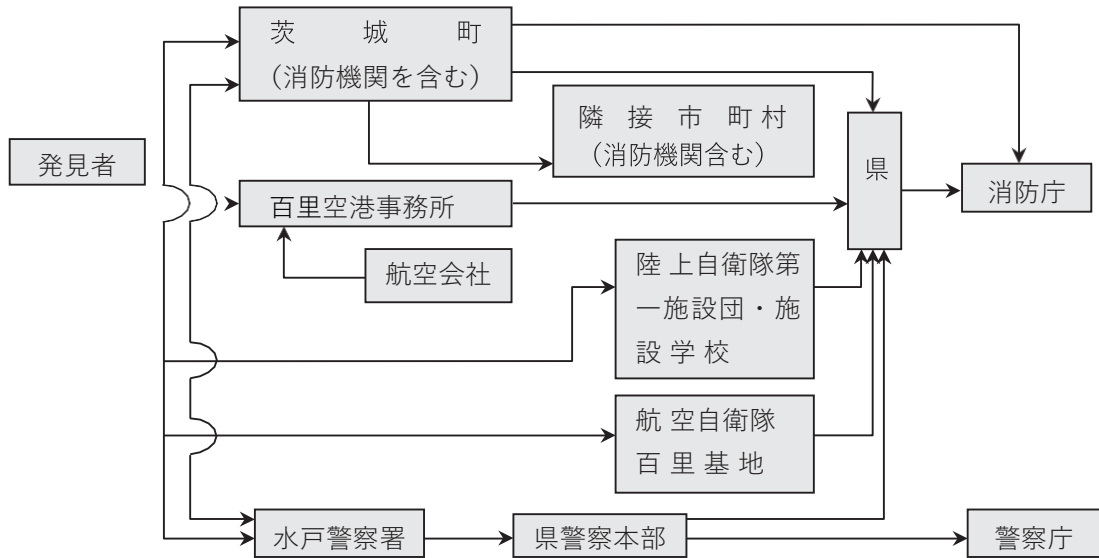
(3) 自衛隊

自衛隊機による事故災害発生の場合は、「百里基地に係る事故の通報に関する協定」（昭和61年11月）及び「百里基地周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調整に関する協定」（昭和54年3月）に基づき連絡する。

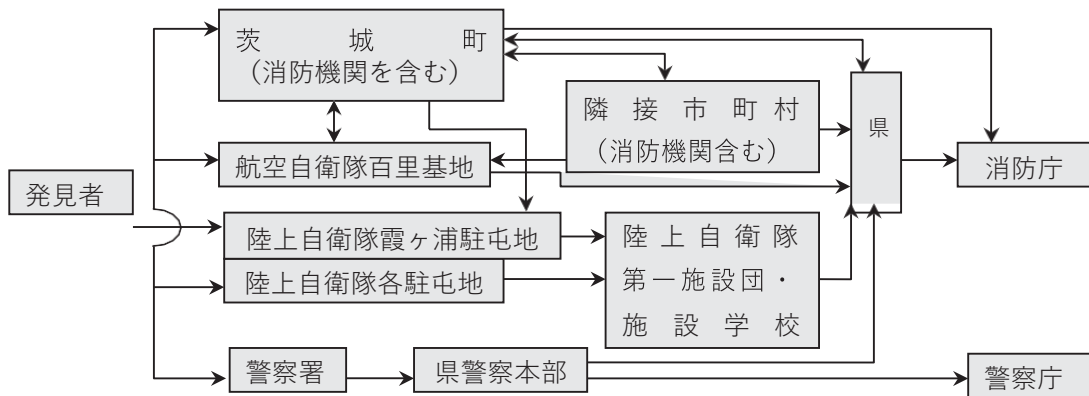
(4) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

〈民間機の場合〉



〈自衛隊機の場合〉



〈連絡先一覧〉

機 関 名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 〔宿直室〕 03-5253-7777
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672（同 左）
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線232（同 内線302）
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線2410（同 内線2302）
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線231（同 内線215）
茨城県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 029-301-2885（同 左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751（総合当直）

2 応急対策活動情報の連絡

- ア 県に応急対策活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。
- イ 応急対策活動に関し、必要に応じて県又は自衛隊等と相互に緊密な情報交換を行う。

第4節 搜索・救助・救急・医療及び消火活動

1 搜索活動

災害の状況により、多様な手段を活用し県と相互に連携して搜索を実施する。

2 救難・救助・救急及び消火活動

速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤等による消火活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消火活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

3 消防機関の応援要請

応援要請、受け入れ体制については、2. 地震災害対策計画編 第2章第4節第3「消火活動、救助・救急活動、水防活動」の確保に準ずる。

4 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとともに必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動の資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

5 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合には、2. 地震災害対策計画編 第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準じて要請する。

6 医療活動

発生時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、2. 地震災害対策計画編 第2章第4節第4「応急医療」に準じ、医療救護活動を行う。

第5節 避難情報の発令・誘導

災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、町が行う避難情報等については、2. 地震災害対策計画編 第2章第4節第1「避難情報の発令・誘導」に準ずる。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

町は、災害が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策実施の協力を求めるため、報道機関を通じ、又は町防災行政用無線等により地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

- (1) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難情報及び避難先等の指示
- (3) 旅客及び乗務員の住所、氏名
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備を図る。

第7節 遺族等事故災害関係者の対応

町は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社の協力を得て、遺族等事故災害関係者に対し輸送等の支援を実施する。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、2. 地震災害対策計画編 第2章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」及び第5「行方不明者等の搜索」に準ずる。